

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給） 必要書類一覧表

提出書類等	具体的な書類例	○→必須 →場合により 必要	確認欄
本支援金の支給申請書	様式1-4	○	
申請時確認書	様式1-5	○	
本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
自立支援金（初回）の確認書類（支給決定通知書）	自立支援金（初回）の支給決定を上田市から受けている場合は不要		
自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳の写し	自立支援金（初回）の支給決定を上田市から受けている場合は不要		
収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録（通帳）など 収入が無い場合は、通帳など	○	
金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など お持ちの口座全ての分について必要 貸付の振込確認、 <u>支援金の振込先確認</u> にも必要	○	
求職活動関係書類	求職受付票（ハローワークカード）の写し（求職番号を申請書に記載した場合は不要） 生活保護申請中の方は不要		
生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） 生活保護を申請中である場合のみ	保護申請中の場合のみ	

の様式は、上田市役所ホームページからプリントするか、市役所福祉課、上田市社会福祉協議会の窓口に配置してあります。また、郵送することも可能ですので上田市役所福祉課（電話 23-5372）までご連絡ください。

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記 ~)

- ① 月1回以上、自立相談支援機関（まいさぼ上田）の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

~ の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと